

県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正について
(土壌汚染等対策基準の改正)

1 概要

- 県民の生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）施行規則において、特定有害物質の種類及び土壌汚染等対策基準（土壌溶出量基準、土壌含有量基準、地下水基準）が定められている（条例施行時の平成 15 年に規定。平成 26 年に一部改正（1,1-ジクロロエチレンの基準の緩和））。
- 「土壌汚染等対策基準」は、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の有無を判断する基準であり、土壌汚染対策法に定める基準と同じとしている。
- 平成 28 年 3 月 29 日に土壌汚染対策法で定める土壌溶出量基準及び地下水基準にクロロエチレンが設定され、平成 29 年 4 月 1 日に施行される。このため、条例施行規則で定められている、特定有害物質にクロロエチレンを追加し、土壌汚染等対策基準を設定する必要がある。

なお、クロロエチレンに係る土壌汚染対策法で定める基準は以下のとおりである。

クロロエチレンに係る土壌汚染対策法で定める基準

土壌溶出量基準	0.002 mg/L 以下
地下水基準	0.002 mg/L 以下
第二溶出量基準	0.02 mg/L 以下

※ 1 土壌溶出量基準

汚染土壌から特定有害物質が地下水に溶出し、その地下水を飲用することによる健康影響を考慮して設定。条例上は、施行規則で規定。

※ 2 地下水基準

地下水を飲用することによる健康影響を考慮して設定。条例上は、施行規則で規定。

※ 3 第二溶出量基準

措置を講じる際に、一定の制限がなされる基準。条例上は、土壌汚染等対策指針で規定。（例：「原位置封じ込め」を実施する際は、第二溶出量基準に適合させた上で施工する。）

2 土壌汚染等対策基準設定の基本的考え方

- ① 「土壌汚染等対策基準」の設定にあたっては、十分な科学的な検討が必要であり、土壌汚染対策法の基準は中央環境審議会での科学的知見に基づいて十分な検討がなされている。
- ② 現在、「土壌汚染等対策基準」は、土壌汚染対策法に定める基準と同じとしている。
- ③ よって、今回のクロロエチレンの追加についても、条例の「土壌汚染等対策基準」は、土壌汚染対策法で定める基準と同じとしたい。

県民の生活環境の保全等に関する条例

(土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の防止義務)

第三十六条 鉛、砒(ひ)素、トリクロロエチレンその他の物質(放射性物質を除く。)で、それが土壌若しくは地下水に含まれることに起因して人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるもの(以下「特定有害物質」という。)又は特定有害物質を含む固体若しくは液体(以下「特定有害物質等」という。)を取り扱う者は、特定有害物質等をみだりに埋め、飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させてはならない。

(汚染の状況の調査等)

第三十九条

一、二 略

三 知事は、土地の土壌又は土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態が規則で定める基準(以下「土壌汚染等対策基準」という。)に適合しないおそれがあると認めるときは、当該土地に特定有害物質等取扱事業所を設置している特定有害物質等取扱事業者に対し、土壌汚染等対策指針に従い当該土地において土壌汚染等調査を行い、その結果を規則で定めるところにより報告するよう求めることができる。

四 略

五 第六条第三項の規定は、土壌汚染等対策基準を定め、又は改定する場合について準用する。

県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則

(特定有害物質)

第三十六条 条例第三十六条の規則で定める物質は、別表第十六の上欄に掲げる物質とする。

(土壌汚染等対策基準)

第三十七条 条例第三十九条第三項の規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を土壌汚染等対策指針に定める方法により測定した結果が、別表第十六の上欄に掲げる特定有害物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件(以下「土壌溶出量基準」という。)に該当すること。

二 土壌に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を土壌汚染等対策指針に定める方法により測定した結果が、別表第十七の上欄に掲げる特定有害物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件(以下「土壌含有量基準」という。)に該当すること。

三 地下水に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を土壌汚染等対策指針に定める方法により測定した結果が、別表第十八の上欄に掲げる特定有害物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件(以下「地下水基準」という。)に該当すること。

改正規則(案)

別表第十六 土壤溶出量基準(第三十六条、第三十七条関係)	
特定有害物質の名称	土壤溶出量基準
(略)	(略)
六価クロム化合物	検液一リットルにつき六価クロム〇・〇五ミリグラム以下であること。
クロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下であること。
二―クロロ―四・六―ビス(エチルアミノ)―一・三・五―トリアジン(別名シマジン又はCAT。以下「シマジン」という。)	検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下であること。
(略)	(略)
別表第十八地下水基準(第三十七条関係)	
特定有害物質の名称	土壤溶出量基準
(略)	(略)
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・〇五ミリグラム以下であること。
クロロエチレン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下であること。
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下であること。
(略)	(略)

現行規則

別表第十六 土壤溶出量基準(第三十六条、第三十七条関係)	
特定有害物質の名称	土壤溶出量基準
(略)	(略)
六価クロム化合物	検液一リットルにつき六価クロム〇・〇五ミリグラム以下であること。
(新規)	(新規)
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下であること。
(略)	(略)
別表第十八地下水基準(第三十七条関係)	
特定有害物質の名称	土壤溶出量基準
(略)	(略)
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・〇五ミリグラム以下であること。
(新規)	(新規)
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下であること。
(略)	(略)